

# ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方に対して給付金を支給しています。

下記フローチャートにて該当する対象区分をご確認ください。

## 申請期限：2月26日(金)

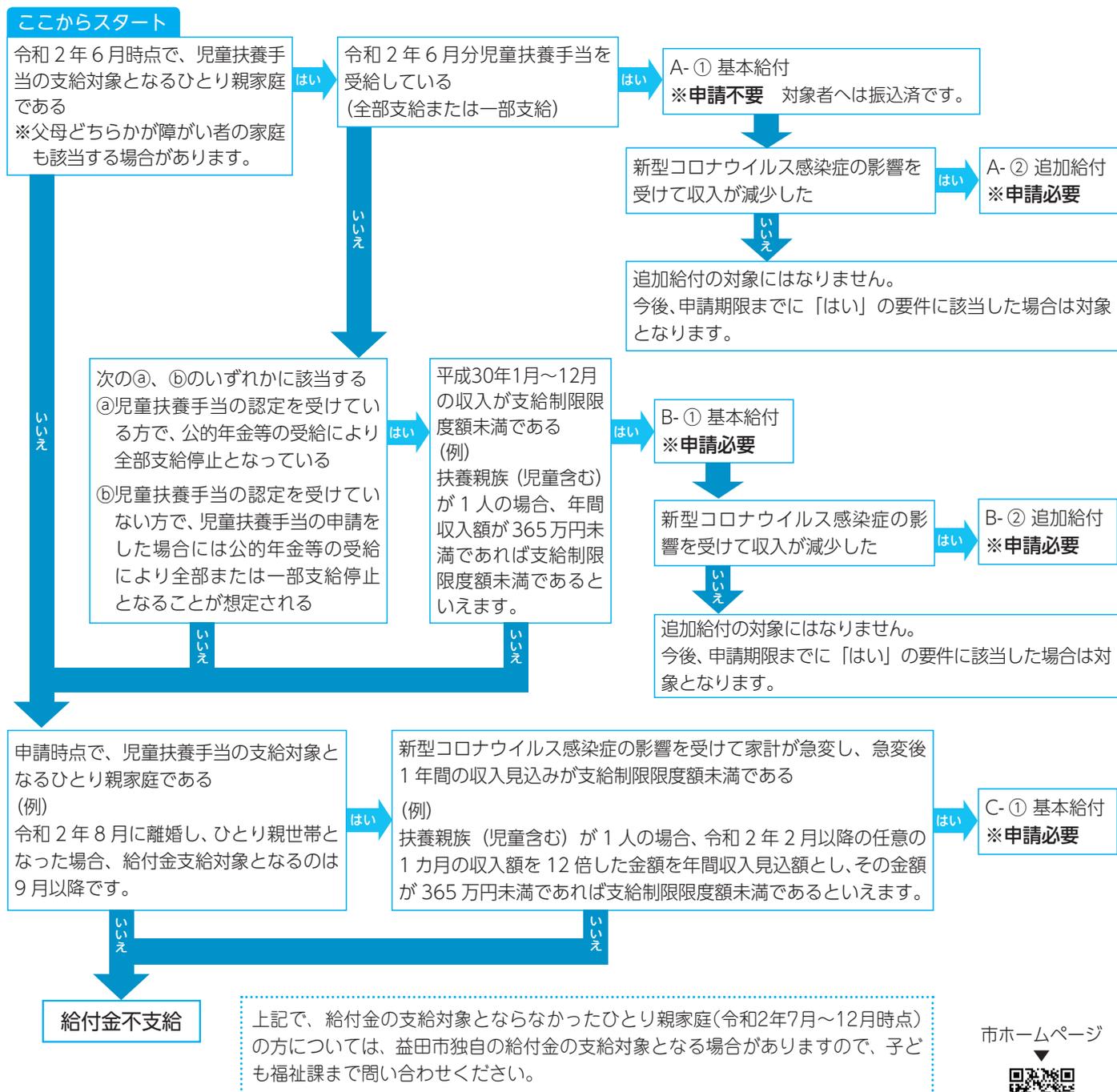
### 《対象区分》

- A：児童扶養手当受給者  
 B：公的年金等（※）受給者  
 ※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金など  
 C：家計急変者

### 《給付額》

- ①基本給付：1世帯5万円  
 第2子以降1人につき3万円  
 ※再支給分については、基本給付申請額と同額です。  
 ②追加給付：1世帯5万円  
 ※追加給付分については、再支給はありません。

## 《対象区分チェック フローチャート》



市ホームページ



※申請方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。子ども福祉課まで問い合わせください。

【問い合わせ先】市子ども福祉課 児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134 (平日 8:30~17:15)

## ひとり親家庭の皆さんにご活用いただける新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策を紹介します。

※掲載している情報は、12月8日現在のものです。最新の情報は市ホームページや問い合わせ先で確認してください。

給付金	ひとり親家庭の方	低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ※22ページをご覧ください。	【基本給付】 ・1世帯当たり5万円 ・第2子以降、1人につき3万円	①令和2年6月分の児童扶養手当の受給者 ※振込済 ②年金受給のひとり親 ③収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となったひとり親 ※再支給分については、基本給付申請額と同額	市子ども福祉課 ☎ 31-0243 FAX 23-7134
			【追加給付】 ・1世帯当たり5万円	基本給付を受給した上記①、②の対象者のうち、収入が減少した方 ※自己申告 ※添付書類不要 ※追加給付については、再支給なし	
貸付	生活資金でお悩みの方	緊急小口資金	最大20万円	当座の生活のための緊急かつ一時的な生活費が必要な方 ・据置期間：1年以内 ※償還免除の特例あり ・返済期間：2年以内	益田市社会福祉協議会 ☎ 22-7256 FAX 23-4177
		総合支援資金	最大20万円×3カ月	生活再建までの一定期間の生活費が必要な方 ・据置期間：1年以内 ※償還免除の特例あり ・返済期間：10年以内	
住まい	家賃でお悩みの方	住居確保給付金	家賃相当額	休業などに伴う収入減により、離職などと同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方	益田市社会福祉協議会 ☎ 22-7256 FAX 23-4177
	住居でお悩みの方	公営住宅	ひとり親世帯は公営住宅の当選率優遇の対象となる場合があります。		島根県住宅供給公社 益田住宅管理事務所 ☎ 31-1530 FAX 31-1531
しごと	休業した労働者の方	傷病手当金	標準報酬月額(直近12カ月平均)の1/30×2/3	健康保険等の被保険者であって、療養のため働くことができない方	各保険者へ問い合わせください。
		傷病手当金(国民健康保険)	(直近3カ月の給与収入等収入額÷就労日数)×2/3×支給対象日数	国民健康保険被保険者のうち感染症等により就労ができず給与等の支払いを受けられなかった方	市保険課 ☎ 31-0212 FAX 24-0180
	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の80%	休業手当の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者の方	コールセンター ☎ 0120-221-276	
	事業者の方	小学校休業等対応助成金・支援金	賃金相当額	小学校などの臨時休業などにより仕事を休まざるをえなくなった労働者の方に、有給休暇を取得させた場合 ※子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする方には、「小学校休業等対応支援金」を支給	コールセンター ☎ 0120-60-3999
		雇用調整助成金	休業手当などの最大10/10の助成率	労働者の方に休業手当などを支払う場合	益田公共職業安定所 ☎ 22-8609
猶予など	納税や支払いが難しい方 ・保護や生活支援が必要な方	市税・国民健康保険税などの免除・徴収猶予	収入が減少した方は、市税や国民健康保険税などの免除や猶予が認められることがあります。 ※国税・県税ともに同様の制度があります。 【市税】市税務課収納対策室 ☎31-0611 FAX 23-3929 【国保税】市保険課 ☎31-0212 FAX 24-0180 【国税】国税局猶予相談センター ☎0120-683-754 【県税】西部県民センター益田事務所 ☎31-9516		
		国民年金保険料の免除・納付猶予	収入が減少した方は、国民年金保険料の免除申請ができます。 ・ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 ・日本年金機構浜田年金事務所 ☎0855-22-0670		
		公共料金の支払いの猶予	・水道料金：市上下水道部業務課 ☎31-0422 FAX 24-2711 ・下水道使用料：市上下水道部下水道課 ☎31-0323 FAX 23-0930 ・電気・ガス・電話料金：契約されている事業者 ・NHK受信料：0570-077-077		
		母子生活支援施設	保護や生活に支援が必要な母子家庭が入所する施設です。		

- ◆ 相談できる人がいない・・・
- ◆ ひとりでは家事や子育てに手が回らない・・・
- ◆ 家計が大変！経済的支援があれば・・・
- ◆ 就職したい！資格を取りたい！

このような  
お悩み  
ありませんか？

### お困りごとの内容に応じた相談窓口はこちら

DVの悩み 子育てや	益田児童相談所 市子ども家庭支援課 「子育てあんしん相談係」	子育ての悩み、虐待の相談、女性相談(DV含む)などについて、電話で相談を受付けます。	益田児童相談所 ☎ 31-1886 市子ども家庭支援課「子育てあんしん相談係」 ☎ 0120-71-7867 (相談専用電話)
	DV相談ナビ DV相談+(プラス)	DVの悩みに相談員が親身に対応します。 ・DV相談ナビ・・・#8008 ※最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話につながります。 ・DV相談+(プラス)・・・☎ 0120-279-889 (24時間対応) ※ SNS・メールでも対応します。 DV相談+(プラス)	
心の健康	よりそいホットライン	どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。	☎ 0120-279-338 
	島根県立 心と体の相談センター	心の健康に関するお悩みの相談を受付けます。	☎ 0852-21-2885
暮らし	ハローワーク	仕事をお探しの方はご相談ください。	ハローワーク益田 ☎ 22-8609 ハローワークインターネットサービス▶ 
	島根労働局 特別労働相談窓口	解雇・雇止め・休業手当などの労働相談に対応しています。	☎ 0852-20-7009

### ひとり親家庭全般に関する相談窓口はこちら

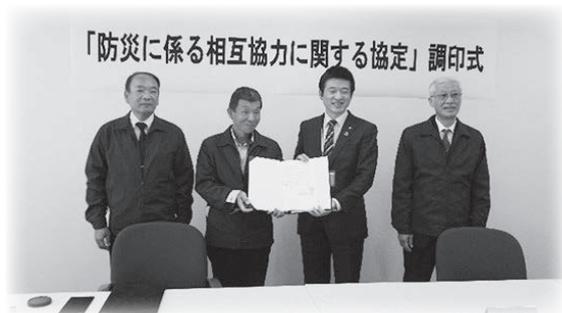
市子ども福祉課 ☎ 31-0243 FAX 23-7134



## 防災に関する協定を締結しました

令和2年11月6日(金)に特定非営利活動法人防災支援センターと「防災にかかる相互協力に関する協定」を、令和2年11月26日(木)にNPO法人コメリ災害対策センターと「災害時における物資供給に関する協定」をそれぞれ締結しました。

この協定は、災害時や災害が発生するおそれがある場合に、避難誘導や物資供給の援助等の協力を受けるもので、今回の協定締結は、市の災害対策の強化につながるものとなります。



特定非営利活動法人防災支援センターとの調印式  
(11月6日)



NPO法人コメリ災害対策センターとの調印式  
(11月26日)

【問い合わせ先】市危機管理課 ☎ 31-0601